



一般社団法人
情報サービス産業協会

労働保険 上乗せ補償制度

労働災害総合保険

保険期間 : 2026年2月1日午後4時～2027年2月1日午後4時

申込締切日 : 2026年1月16日(金)

特長

① JISA会員様のための制度

この保険は、一般社団法人 情報サービス産業協会が保険契約者となる団体契約です。

② 政府労災保険の上乗せ補償制度

政府労災保険等の給付がなされた場合、その給付金の上乗せとして保険金をお支払いします。

③ 使用者賠償責任保険もラインナップ

④ 割安な保険料(損害率による割引)

※割引率は保険料および過去の損害率等により変動します。
このため、加入状況および保険金のお支払い状況により
翌年度の割引率が変更になる場合があります。

⑤ 無記名方式

従業員様のお名前を特定する必要はありません。

⑥ 保険料は全額損金処理可能(2025年10月現在)

この「税法上の取扱い」は今後の税制制度によって変更となる場合がありますので、ご注意ください。



労働災害総合保険の概要

この保険は、次の2つの補償を組み合わせた保険です。いずれか一方のご加入も可能です。

(1) 法定外補償保険

被用者の労災事故について、被保険者(補償を受けることができる方(企業・事業主等)をいいます。)が政府労災保険等の上乗せ補償(法定外補償)を行うことによって被る損害を補償する保険です。

(2) 使用者賠償責任保険

被用者の労災事故について、被保険者(*1)が使用者として法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を補償する保険です。

(！) 政府労災保険等に参加していることが、ご加入の前提となります。

- ・政府労災保険等の給付が決定された場合に保険金をお支払いします。(*2)
- ・業務災害、通勤災害(*3)、後遺障害等級、休業日数の認定は、政府労災保険等における決定に従います。

(*1) 使用者賠償責任保険では、被保険者(ご加入者)が法人である場合は、法人の業務に関する限りにおいて、その役員を含みます。

(*2) 政府労災保険の給付が決定された場合でも、この保険でお支払い対象とならない場合があります。詳細は「保険金をお支払いしない主な場合」の各項目をご覧ください。

(*3) 基本補償では業務災害のみを補償対象としており、通勤災害は「通勤災害担保特約条項(法定外補償用)・同特約条項(使用者賠償用)」をセットしない場合は、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

ご契約者

一般社団法人 情報サービス産業協会(JISA)

この保険は、JISAをご契約者とし、JISA会員を被保険者とする労働災害総合保険(法定外補償保険・使用者賠償責任保険)の団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は、ご契約者であるJISAが有します。

被保険者 (ご加入者)

JISA会員

JISA会員以外の方は、この保険に加入することができませんのでご注意ください。

被用者 (対象となる範囲)

政府労災保険等で給付対象となるすべての被用者が補償対象となります。アルバイト、パートタイマー、臨時雇い等を含みます。

JISA上乗せ補償制度の ポイント

(1) 補償対象となる被用者については無記名です。

・ご加入時に対象となる平均被用者数または賃金総額をご申告ください。被用者名を記名していただく必要はありません。

・保険料はご加入時に確定させるため、保険期間終了後の保険料の差額の精算を行いません。なお、ご申告いただいた平均被用者数または賃金総額が、把握可能な最近の会計年度の実績数字に不足していた場合は、保険金を削減することになりますのでご注意ください。

(2) 以下の割引率が適用されます。割引率が実際に適用される割増率と異なる場合があります。

①事業場数による割引

1契約あたりの事業場数により、保険料が割引となる場合があります。

②損害率による割増引

保険金のお支払い状況(損害率)により、保険料が割増または割引となる場合があります。

③政府労災のメリット率による割引

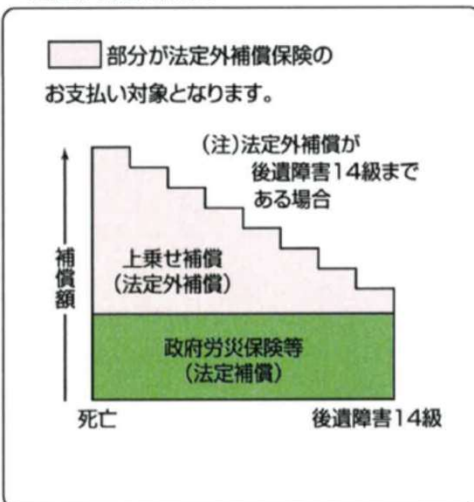
被保険者の政府労災保険に適用されているメリット率に応じて、保険料が割引となる場合があります。

(3) 保険金の受取人はご加入企業となります。

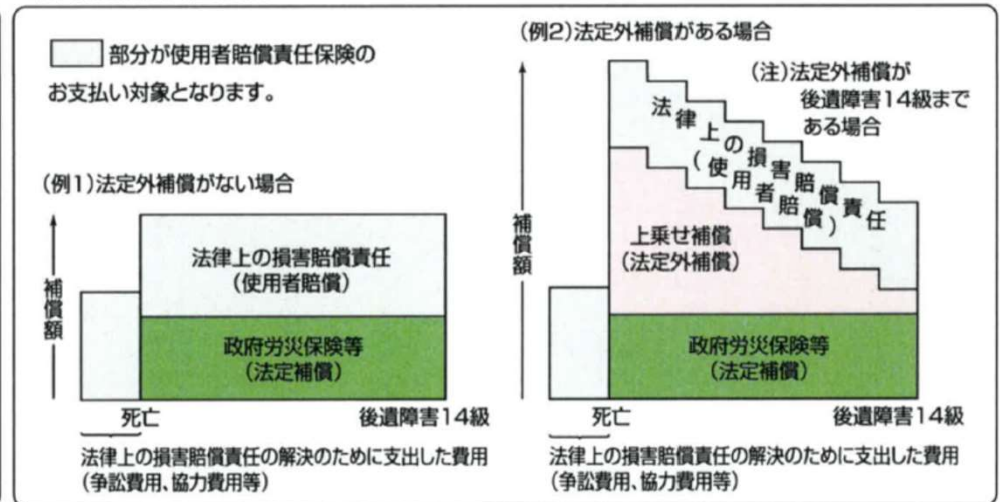
・被用者が業務災害または通勤災害を被った場合、保険金は被保険者であるJISA会員の皆様にお支払いします。法定外補償保険の場合、保険金は、全額を被災した被用者またはその遺族にお支払いいただき、領収証をお取り付けいただくことになります。

補償イメージ図

<法定外補償保険>



<使用者賠償責任保険>



法定外補償保険の内容

保険金をお支払いする主な場合

JISA会員である企業(被保険者)の被用者が、業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に身体の障害を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が政府労災保険等の上乗せ補償を行うことにより被る損害に対して保険金をお支払いします(通勤途上の身体の障害については、特約条項の付帯が必要です。)。なお、保険金は全額、被災した被用者またはその遺族にお支払いいただきます。

※業務災害、通勤災害、後遺障害等級・休業日数の認定は、政府労災保険等の決定に従います。

※通勤途上の災害については「通勤災害補償特約」をセットした場合のみ保険金をお支払いします。

お支払いの対象となる保険金(法定外補償保険金)

(1) 死亡補償保険金

被保険者の被用者が労災事故により死亡した場合、あらかじめ設定した金額

(2) 後遺障害補償保険金

被保険者の被用者が労災事故により後遺障害を被った場合、あらかじめ設定した金額

(3) 休業補償保険金

被保険者の被用者が労災事故により身体の障害を被り休業した場合、賃金を受けない第4日目以降の期間に対して、1,092日分を限度として1日につきあらかじめ設定した金額

※死亡補償保険金と後遺障害補償保険金は、重複してはお支払いしません。いずれか高い方の金額を限度とします。

※休業補償保険金は、死亡補償保険金または後遺障害補償保険金と重複して、合算してお支払いします。

使用者賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする主な場合

JISA会員である企業（被保険者）の被用者が業務上の事由または通勤途上で、保険期間中に身体の障害を被り、政府労災保険等の認定を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することにより被る損害に対して保険金をお支払いします（通勤途上の身体の障害については、特約条項の付帯が必要です。）。

お支払いの対象となる保険金（使用者賠償責任保険金）

（1）法律上の損害賠償金

被用者が労災事故により被った身体の障害について、被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合において、被保険者が被災した被用者またはその遺族に対して支払責任を負う損害賠償金

※賠償責任の承認または賠償金額の決定前に保険会社の同意が必要となりますので、ご注意ください。

※法律上の損害賠償金は、正味損害賠償金額（*1）から免責金額を差し引いてお支払いします。ただし、支払限度額が限度となります。

お支払いする保険金
（賠償保険金）

=

正味損害賠償金額
（*1）

—

免責金額

（*1）「正味損害賠償金額」は、損害賠償金額から次の金額の合計額を差し引いた金額をいいます。

①政府労災保険等により給付されるべき金額

②自動車損害賠償責任保険（自動車損害賠償責任共済）または自動車損害賠償保障事業により支払われるべき金額

③次のいずれかの金額

・法定外補償規定を定めている場合は、被保険者がその規定に基づき支払うべき金額

・法定外補償規定を定めていない場合は、法定外補償保険により支払われる保険金の額

（2）争訟費用

損害賠償責任に関する訴訟や示談交渉において、被保険者が保険会社の同意を得て支出した弁護士費用等の争訟費用（訴訟に限らず、調停・示談なども含みます。）

（3）求償権保全等費用

事故が発生した場合において、被保険者が他人から損害賠償を受ける権利の保全・行使手続のために保険会社の同意を得て支出した費用

（4）協力費用

保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求の解決に当たる場合において、被保険者が保険会社の求めに応じて協力するために支出した費用

※上記（2）～（4）の費用は、原則としてその全額が保険金のお支払い対象となります（支払限度額は適用されません。）。

ただし、争訟費用については、「正味損害賠償金額（*1）＞支払限度額」となる場合に限り、「支払限度額÷正味損害賠償金額（*1）」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いしない主な場合

1. 法定外補償保険・使用者賠償責任保険 共通

- (1) 保険契約者もしくは、被保険者(貴社)またはこれらの事業場の責任者の故意によって被用者が被った身体の障害
- (2) 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被用者が被った身体の障害
- (3) 被保険者(貴社)の下請負人またはその被用者が被った身体の障害
- (4) 通勤災害による被用者の身体の障害
- (通勤途上の身体の障害については、特約条項の付帯が必要です。)
- (5) 風土病または職業性疾病による身体の障害
- (6) 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によって被用者が被った身体の障害
- (7) 核燃料物質(使用済燃料を含みます。)もしくはこれによって汚染された物(原子核分裂生成物を含みます。)の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性によって被用者が被った身体の障害
- (8) 石綿(アスベスト)または石綿の代替物質(それらを含む製品を含みます。)の発がん性その他の有害な特性による被用者の身体の障害

等

2. 法定外補償保険のみ

- (1) 被用者の故意または重大な過失のみによって、その被用者本人が被った身体の障害
- (2) 被用者が法令に定められた運転資格を持たず、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で車両を運転している間に、その被用者本人が被った身体の障害
- (3) 被用者の故意による犯罪行為によって、その被用者本人が被った身体の障害
- (4) 賃金を受けない最初の3日までの休業に対する法定外補償金

等

3. 使用者賠償責任保険のみ

- (1) 被保険者(貴社)と被用者またはその他の第三者との間に損害賠償に関する契約がある場合または法定外補償規定がある場合は、その契約または規定がなければ被保険者が負担しなかったであろうと認められる損害賠償金または費用
- (2) 被保険者(貴社)が個人の場合は、その被保険者と住居および生計をともにする親族が被った身体の障害に対して負担する損害賠償金または費用
- (3) 賃金を受けない最初の3日までの休業に対する損害賠償金
- (4) 労災保険法等によって給付を行った保険者が費用の徴収を行うことにより、被保険者(貴社)が負担する金額

等

加入パターンと保険料（例）

労働災害総合保険 加入パターン

（例）業種コード94（その他の各種事業）の場合。保険料はご加入企業の賃金総額、平均被用者数によって変更になります。

（１）使用者賠償責任保険のみに加入

加入パターン	A	B
支払限度額（被用者1名につき）	1億円	1億円
支払限度額（1災害につき）	2億円	1億円
1名あたりの年間合計保険料（例）	2,180円	2,130円

本保険料イメージは保険料算出基礎数字として、賃金総額が110百万、従業員数26名の場合の保険料イメージとなります。

（２）使用者賠償責任保険と法定外補償保険に加入

加入パターン	C	D	E
使用者賠償責任保険	使用者賠償責任は法定外補償の上乗せとなります。		
支払限度額（被用者1名につき）	1億円	1億円	1億円
支払限度額（1災害につき）	1億円	1億円	1億円
法定外補償保険	法定外補償（業務上災害、通勤災害）		
死亡に対する法定外補償保険金額	3,000万円	2,000万円	1,000万円
後遺障害に対する法定外補償保険金額	3,000万円	2,000万円	1,000万円
1級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
2級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
3級	3,000万円	2,000万円	1,000万円
4級	2,400万円	1,600万円	800万円
5級	2,100万円	1,400万円	700万円
6級	1,500万円	1,000万円	500万円
7級	1,200万円	800万円	400万円
8級	900万円	600万円	300万円
9級	600万円	400万円	200万円
10級	300万円	200万円	100万円
11級	150万円	100万円	50万円
12級	90万円	60万円	30万円
13級	60万円	40万円	20万円
14級	30万円	20万円	10万円
休業に対する法定外補償保険金額 1日につき	3,000円	2,000円	1,000円
1名あたりの年間合計保険料（例）	7,240円	5,330円	3,480円
内訳	使用者賠償分保険料（例）	1,250円	1,330円
	法定外補償部分保険料（例）	5,990円	4,000円

※保険期間終了後、保険料を算出（確定）するために必要な資料を遅滞なく引受保険会社までご提出いただきます。
確定した賃金総額・平均被用者数・請負金額に基づき算出した確定保険料と暫定保険料に過不足があるときには、
その差額を精算させていただきます。ただし、「保険料不精算特約」がセットされたご契約は除きます。

2.保険料

- 保険料は、保険料算出基礎数字(平均被用者数、賃金総額等)または事業種類等により異なります。個別にお見積りさせていただきますので、取扱代理店にご照会ください。
- ご提出いただく資料
 - ・加入依頼書
 - ・(法定外補償規定を定めている場合は)法定外補償規定の写
 - ・政府労災保険の「労働保険概算・確定保険料申告書」、「決算書」(損益計算書)等の平均被用者数、賃金総額を確認できる資料、過去の事故状況等を示す資料
- 直近の会計年度(1年間)等の数字を保険料算出基礎数字として使用し、ご加入時に保険料を確定のうえ払い込みいただきます(保険期間終了時の保険料は精算不要です。)
- ご申告いただいた平均被用者数または賃金総額が把握可能な最近の会計年度の実績数字に不足していた場合は、保険金を削減することになりますのでご注意ください。

ご加入要領

①加入資格

JISA労働保険 上乗せ補償制度にご加入いただくには、加入資格者は以下の事業主であることが条件です。

◆一般社団法人 情報サービス産業協会(JISA)会員である事業主

②ご加入方法

・同封の見積依頼書に必要事項を記載の上、2026年1月16日(金)までに代理店にメール(jisasonpo@web-tac.co.jp)をお送りください。保険料を試算の上、お見積り書、加入依頼書および請求書をお送りいたします。

・中途加入は毎月20日までに代理店へ連絡の上お手続きください。補償期間は翌月1日より2027年2月1日までとなります。手続きの詳細はお問合せ下さい。

③加入者証

・ご加入いただいた会員には、加入の証として加入者証を後日お送りいたします。加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管ください。

ご加入時におけるご注意事項

＜告知義務＞

加入依頼書等に★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。ご加入時に告知事項について正確にお答えいただく義務があります。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※代理店には、告知受領権があります。

＜クーリングオフ＞

ご加入される保険はクーリングオフの対象外です。

＜補償の重複に関するご注意＞

●補償内容が同様の保険契約(特約や引受保険会社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。
●補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額・支払限度額等をご確認のうえ、ご契約の要否をご検討ください。

●保険金額等の設定は、高額療養費制度や労災保険制度等の公的保険制度を踏まえご確認ください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

＜示談交渉サービスは行いません＞

この保険では、保険会社が被保険者に代わって被害者との示談交渉を行う「示談交渉サービス」を行いません。使用者賠償責任保険で、被保険者が賠償責任を負う事故が発生した場合は、保険会社とご相談いただきながら、被保険者ご自身で被害者との示談交渉をすすめていただくことになります。

なお、保険会社の承認を得ないで被保険者側で示談をされた場合には、示談金額の全部または一部を保険金としてお支払いできないことがありますのでご注意ください。

ご加入後におけるご注意事項

＜通知義務＞

ご加入後、加入依頼書等に☆が付された事項(通知事項)に内容の変更が生じることが判明した場合は、すみやかに代理店または保険会社にご連絡いただく義務があります。ご連絡がない場合は、保険金をお支払いできないことがあります。また変更の内容によってご加入を解除することがあります。

※通知義務の対象ではありませんが、ご加入者の住所等を変更した場合にも、代理店または保険会社にご連絡ください。

＜解約される場合＞

ご加入を解約される場合は、代理店または保険会社までご連絡ください。

●ご加入内容および解約の条件によっては、保険会社の定めるところにより保険料を返還、または未払保険料を請求させていただくことがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。

●返還される保険料があっても、払込みいただいた保険料の合計額より少ない金額となる場合があります。

●ご加入者からのお申出による解約の場合は、保険料を解約日以降に請求させていただくことがあります。

その他ご留意いただきたいこと

＜個人情報の取扱い＞

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑤の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること

②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること

③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること

⑤質権、抵当権等の担保権者における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること

⑥契約の安定的な運用を図るために、加入者の保険金請求情報等を契約者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

＜ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について＞

●ご契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合は、引受保険会社はご加入を解除することができます。

●その他、約款等に基づき、ご加入が取消し・無効・解除となる場合があります。

＜保険会社破綻時の取扱い等＞

●引受保険会社の経営が破綻した場合等は、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

●引受保険会社の経営が破綻し、ご契約者が個人あるいは「小規模法人(*1)」、またはマンション管理組合である場合は、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、原則として80%(*2)まで補償されます。

※保険契約者が個人等以外の者である保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者に係る部分については、上記補償の対象となります。

(*1) 破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の日本法人、外国法人(日本における営業所等が締結した契約に限ります。)が対象です。

(*2) 破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%まで補償されます。

事故が起こったとき

被用者が業務上の事由(通勤災害担保特約付帯の場合には通勤を含みます。)により身体の障害(災害)を被ったときは、遅滞なく代理店または保険会社にご連絡ください(事故発生の日時、場所および災害の状況、被災した被用者の住所・氏名、身体の障害の程度、損害賠償請求の内容等をご連絡いただきます。)

- (1) 使用者賠償責任保険において、示談交渉は必ず保険会社とご相談いただきながらおすすめてください。なお、あらかじめ保険会社の承認を得ないで賠償責任を認めたり、賠償金等を支払われた場合は、被保険者に法律上の損害賠償責任がないと認められる額について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。
- (2) 保険金のご請求にあたっては、保険金の請求書、労災保険法等の給付請求書(写)、労災保険法等の支給決定通知書(写)、被保険者が法定外補償規定を定めている場合は、その法定外補償規定(写)等、事故の事態に応じて必要な書類をご提出いただきます。また、保険会社が法定外補償保険金を支払った場合において、被保険者が法定外補償規定を定めていないときは、受領した保険金を被災した被用者またはその遺族に支払ったことを証明する書類(補償金受領書)のご提出が必要です。
- (3) 保険金請求権には、時効(3年)がありますのでご注意ください。

<保険金請求の際のご注意(先取特権)>

- 使用者賠償責任保険において、被保険者に対して損害賠償請求権を有する保険事故の被害者は、被保険者が引受保険会社に対して有する保険金請求権(費用保険金に対するものを除きます。)について、先取特権を有します(保険法第22条第1項)。「先取特権」とは、被害者が保険金給付から他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利をいいます。
- 被保険者は、被害者に弁済をした金額または被害者の承諾を得た金額の限度においてのみ、引受保険会社に対して保険金をご請求いただくことができます(保険法第22条第2項)。このため、引受保険会社が保険金をお支払いできるのは、費用保険金を除き、次の①から③までの場合に限られますので、ご了解ください。
- ① 被保険者が被害者に対してすでに損害賠償としての弁済を行っている場合
- ② 被害者が被保険者への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
- ③ 被保険者の指図に基づき、引受保険会社から被害者に対して直接、保険金を支払う場合

<他の保険契約等がある場合>

この保険契約と重複する保険契約や共済契約が他にある場合は、次のとおり保険金をお支払いします。

- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われていない場合: 他の保険契約等とは関係なく、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。
- ・他の保険契約等で保険金や共済金が支払われている場合: 損害の額(法定外補償保険においては法定外補償金額)から既に他の保険契約等で支払われた保険金や共済金を差し引いた残額に対し、この保険契約のご加入内容に基づいて保険金をお支払いします。

その他ご加入に関するご注意事項

<加入者証>

加入者証が届くまでの間、パンフレット等にご加入内容を記録し保管してください。ご加入後、1か月経過しても加入者証が届かない場合は、協会にご照会ください。加入者証が届きましたら、加入内容が正しいかご確認くださいませよう願いたします。

<代理店の業務>

代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、代理店と有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

このご案内書は、労働災害総合保険およびこれに付帯する特約条項の概要をご紹介します。労働災害総合保険に関するすべての事項を記載しているものではありません。詳細につきましては、保険会社よりご契約者である団体の代表者にお渡ししてあります保険約款および付帯される特約条項をご確認ください。保険約款等内容の確認をご希望される場合には、団体までご請求ください。また、保険金のお支払い条件・ご契約手続き、その他ご不明な点等がありましたら、代理店または保険会社までお問い合わせください。なお、パンフレットにはご加入上の大切なことが記載されていますので、一読のうえ、加入者証とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と
手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、
同協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。

(<https://www.sonpo.or.jp/>)

03-4332-5241 (全国共通)

受付時間: 午前9時15分～午後5時

(土日祝・年末・年始を除きます。)

<お問い合わせ先>

【代理店】

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社
本店営業第二部 JISA保険担当事務局 (担当: 辻・宮崎)
(住所) 〒103-0027 東京都中央区日本橋1-19-1日本橋ダイビルディング8階
(TEL) 03-3243-7023 (e-mail) jisasonpo@web-tac.co.jp

【引受保険会社】

東京海上日動火災保険株式会社
ICTビジネス本部ライフデザイン部メディア・プラットフォーム室
(住所) 東京都千代田区大手町1-5-1 大手町ファーストスクエアWEST9階
(TEL) 03-5223-3585